

富岡市(限定特定行政庁)

(4号建築物)

1. 行政庁所在地

- ① 富岡市役所 富岡市富岡1460-1
0274-62-1511(代)
- ・ 建築課 建築指導係 (北庁舎1階) (内線 1442)
 - ・ 都市計画課 (北庁舎2階) (内線 1474)
 - ・ 道路建設課 (北庁舎2階) (内線 1424)
 - ・ 下水道課 (ガス水道局2階) (内線 1492)
- ② 富岡甘楽広域消防本部 富岡市富岡1922-7
0274-62-4325
(富岡甘楽消防本部予防課2階)
- ③ 西部環境森林事務所 高崎市台町4-3 高崎合同庁舎2階
027-323-4021(代)
- ④ 法務局前橋地方法務局富岡支局 富岡市富岡1383-6
富岡支局地図 0274-62-0404

2. 確認申請関係

確認申請について

提出先 建築課建築指導係 (案件に応じ窓口で指示あり)

3. 必要書類

確認申請書類について

4. 都市計画図

都市計画課にて販売

5. その他申請書類他

- (1) 土地区画整理法第76条、都市計画法第29条、第43条及び第53条に該当する場合は、許可が必要。

- ・ 景観計画について
- ・ 開発協議について

- (2) 敷地内雑排水経路及び排水先を記入する。
- (3) 土地の証明（公図の写し）は、新築増築とも必要。
- (4) 建築基準法第43条1項ただし書きに抵触する可能性がある場合は、県、建築課と打ち合わせる。
[高崎土木事務所、建築課](#)
- (5) 建築敷地の接道状況がわかる現況写真を添付する。

5. その他

[浄化槽仕様書]

- ・所要部数3部(正・副 [西部環境森林事務所](#))
- ・ [富岡市浄化槽整備推進事業について](#)

[富岡市狭い道路後退用地整備について]

- ・ 法第42条2項道路に接する土地において建築行為をする場合、後退用地等の帰属、整備方法等についての協議ができる。
[狭い道路後退用地整備について](#)

[用途地域の指定のない区域の建築制限について]

- ・ [用途地域の指定のない区域（いわゆる白地地域）の建築制限について](#)

[省エネ法について]

- ・ 特定建築物のうち、第1種特定建築物（床面積が2,000㎡以上）は、新築・増改築及び大規模修繕の際に、第2種特定建築物（床面積が300㎡以上、2,000㎡未満）は、新築・増改築の際に、省エネ措置を所管行政庁に届け出が必要。
[省エネ法について](#)

[人にやさしい福祉のまちづくり条例について]

- ・ [人にやさしい福祉のまちづくり条例について](#)

[その他、補助金について]

- ・ [住宅用新エネルギー機器設置補助金について](#)